

国立大学法人京都大学教員就業特例規則

平成 16 年 4 月 1 日
達示第 71 号制定

第 1 条～第 1 2 条 (略)

(その他)

第 1 3 条 教員の教育研究にかかわる勤務条件は、教育研究評議会の議を経て総長が定める。

2 教員（教員であったものを含む。）の退職手当の支給制限及び返納請求は教育研究評議会の議を経て総長が定める。

3 ~~2~~ 本規則の改正、廃止については、教育研究評議会の議を経なければならない。

附 則 (略)

附 則

この規則は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。